

番号：160802 国名：南スーダン 担当部署：アフリカ部アフリカ第一課

案件名：スポーツ振興を通じた平和の促進支援に係る情報収集・確認調査（社会配慮／平和構築）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：社会配慮／平和構築
- (2) 格付：5号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年11月中旬から2017年3月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0. 10M/M、現地 1. 67M/M、合計 1. 77M/M
- (3) 業務日数：国内業務期間2日、第1回現地業務期間18日、第2回現地業務期間 18日、第3回現地業務期間14日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：11月2日(12時まで)
- (4) 提出方法：(4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica. go. jp) への電子データの提出又は郵送
(〒102-80東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着) 提出方法等詳細についてはJICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約 (単独型) (2014年4月以降契約) > 業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について)
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年11月22日 (火) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 10点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
 - ①類似業務の経験 58点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点

類似業務	第三国からの遠隔による調査業務
対象国／類似地域	南スーダン、ウガンダ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし。
- (2) 必要予防接種：黄熱（入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要な場合があります）。

6. 業務の背景

南スーダンは、2005年の南北スーダン包括和平合意（CPA）以降、復興と開発に向けた取組みが進められ、2011年7月にスーダンから正式に独立したが、2013年12月に再び内戦が発生する等、不安定な政情が続いてきた。このような中、JICAは2015年4～5月に「南スーダン平和構築アセスメント及び情報収集・確認調査」を実施し、同国において、平和で安定した社会の構築が強く求められていることを確認した。

JICAは、南スーダン独立前の1990年代のスーダンにおいて、スポーツ大会の開催が民族融和や平和構築に貢献してきた歴史に着目し、スポーツを通じた平和構築に関する我が国の協力の可能性や内容を検討することを目的として、「スポーツを通じた平和構築のための情報収集・確認調査」を2015年7月に開始し、現在も継続中である。具体的には、これまでの調査を通じ、南スーダンにおけるスポーツの普及状況及びその実施主体となる政府組織や競技団体の現状調査、国民統合（Unity）をテーマに掲げた南スーダン初の全国スポーツ大会（国民体育大会）の開催支援を行い、一般国民レベルでのスポーツの普及状況等を把握してきた。

調査実施期間中、2013年12月に発生した内戦に関する和平合意文書の署名（2015年8月）、同文書に基づく暫定統一政府の樹立（2016年4月）が実現し、平和への歩みが僅かずつではあるが進展していたが、2016年7月に大統領派兵士・副大統領派兵士間での戦闘が発生したことにより、JICA関係者全員が国外に一時退避することを余儀なくされる事態となった。今後も当面の間、南スーダン国内でJICA関係者が活動することが出来ない状況が続く見込みである。

こうした情勢変化を受けながらも、JICAは、南スーダンに対するスポーツを通じた平和構築の支援を、今後も可能な範囲で実施していく方向で検討を進めている。そのため、「スポーツを通じた平和構築のための情報収集・確認調査」において、これまでの調査事項に加え、ウガンダ等からの遠隔による支援や第三国研修の有効性、活用可能な第三国リソース、2016年7月騒擾の発生による南スーダン文化・青年・スポーツ省の組織体制や財政状況等の変化等に関する調査を追加で行うこととした。

7. 業務の内容

本業務は、スポーツを通じた平和構築に関する我が国の協力の可能性や内容を検討することを目的として2015年7月からJICAが実施してきた「スポーツを通じた平和構築のための情報収集・確認調査」において、2016年11月以降に追加する調査である。

この追加調査は、主に、第二回南スーダン全国スポーツ大会（2017年1月末頃開催予定）の準備・開催

に関し主催者たる南スーダン文化・青年・スポーツ省を支援すること及びウガンダへの南スーダンスポーツ関係者の招聘（2017年3月初旬予定）の準備・開催を行うことを通じて、実施する。

本業務従事者は、先行して2015年7月から業務実施契約（単独型）により調査全体に従事しているコンサルタント（担当分野：スポーツを通じた平和構築）及びJICA職員等と協議・調整を十分に行い、総括となるJICA南スーダン事務所長又は所員の下、活動する。なお、実施に際しては、これまでの調査内容や南スーダン関係者とJICA関係者の信頼関係を十分に踏まえる必要がある。

本業務従事者は、前述の先行派遣中コンサルタントが行う下記の現地業務を側面支援（関係者との連絡・調整、進捗管理）する。

（1）第一次国内準備期間（2016年11月中旬）

- ① 既存の関係文献、報告書等をレビューする。
- ② 必要に応じ関係者との会議等に参加する。

（2）第1回現地業務期間（2016年11月下旬～12月上旬頃を想定）、第2回現地業務期間（2017年1月中旬～2月上旬頃を想定）

① 第二回全国スポーツ大会に係る情報収集・確認

南スーダン文化・青年・スポーツ省主催による国民統合（Unity）を掲げた第二回全国スポーツ大会の準備・開催の支援（準備を含む）をウガンダからの遠隔ベースで行うとともに、それらの支援を通じて、以下の事項に関する情報を収集・確認する。

- ア. 2016年7月の騒擾発生以降における、南スーダン文化・青年・スポーツ省の組織体制、財政、行政能力及びスポーツ振興事業の現状と今後の見通し
- イ. 全国スポーツ大会等のスポーツ振興事業の、平和構築への有効性に対する2016年7月の騒擾の影響
- ウ. 全国スポーツ大会における、参加者の公平感を確保するために必要なルールやトラブル発生の予防に必要となる事項等の整理（なお、2016年7月の騒擾の影響を考慮する）

② ①で収集・確認した情報を分析し、現地調査結果についてとりまとめる。

（3）第3回現地業務期間（2017年3月上旬頃を想定）

① 第二回全国スポーツ大会レビュー会合の実施

第二回全国スポーツ大会の開催結果を第三国へ招聘した南スーダンスポーツ関係者とともに振り返り、（1）の業務で収集・確認及び分析を行った情報を見直して整理するとともに、第三回以降の全国スポーツ大会に向けた改善点を整理する。

② 他ドナー・NGOの支援動向の調査

他ドナー・NGOの南スーダンにおけるスポーツ分野・平和構築分野の主な支援活動に対する2016年7月騒擾の影響について、情報を収集・確認する。

③ ①～②で収集・確認した情報を分析し、現地調査結果についてとりまとめる。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。電子データをもって提出することとする。

- ・ワーク・プラン（和文）
- ・現地業務結果報告書（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

・航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上してください）。空経路は、日本⇒ドバイ/ドoha⇒ウガンダの往復を標準とします。

10. 特記事項

(1) 執務環境

①現地業務従事場所

ウガンダ国カンパラに一時退避中のJICA南スーダン事務所において、現地業務を実施する。（南スーダン国内での活動が可能となった場合には、この限りではない。）

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成の想定は以下のとおり。

ア) 総括（JICA）

イ) スポーツを通じた平和構築（先行する業務実施契約（単独型）の業務従事者）

ウ) 社会配慮／平和構築（本業務の業務従事者）

エ) 地域協力量針（JICA）

③便宜供与内容

JICA南スーダン事務所（在ウガンダ）による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：なし

カ) 執務スペースの提供：あり

(2) その他

①複数従事者の提案禁止

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②安全管理

本業務は、ウガンダ国カンパラをベースに遠隔ベースで実施することとなります。ウガンダでの現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAウガンダ事務所・南スーダン事務所（在ウガンダ）などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととし

ます。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち渡航予定業務従事者を「たびレジ」に登録すること。

③不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④ウガンダでの遠隔による調査業務

南スーダンの治安状況に鑑み、本業務はウガンダでの遠隔による実施となります。調査業務は、JICA南スーダン事務所（在ウガンダ、日本人所員が勤務。現地職員は在南スーダン）を拠点に、南スーダン文化・青年・スポーツ省等の関係者のウガンダ渡航時にあわせた直接協議や電話・メール等の方法により業務を行うこととなります。

以上